（様式第６－８）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年8月17日

鶴ヶ島市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成２６年法律第７８号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
１号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				高倉地区	無	R2～R6	高倉ふるさとづくりの会